

受 理 番 号	陳情第 2 号	受 理 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 5 日
件 名	特別障害者手当（国からの手当）支給による介護手当（薩摩川内市からの手当）不支給を見直し、介護手当を支給するよう求める陳情		
陳 情 者	松元 伸一 外 4 4 名		
要 旨			
<p>薩摩川内市は、特別障害者手当が支給された場合、介護手当を支給しないとして、条例でも決めている。全く納得のいくものではない。特別障害者手当は重度障害者に支給されるものであり、介護手当は在宅介護者に「慰労金」として支給され、使い道は自由なものである。介護手当を支給しない理由として、薩摩川内市は、申請して特別障害者手当が支給されない場合にその補填として介護手当を支給するとしている。そして、最初から、介護手当と特別障害者手当のどちらか、金額の高い特別障害者手当が支給された場合、介護手当は支給しないとしているが、お互い選択するものでもなく、高い方の手当と、金額で決めるものではなく、間違った考え方をしている。特別障害者手当が支給されないのは、国の厳しい条件に合致しなかっただけで、その補填として介護手当を支給しているのに、特別障害者手当が支給され、もっと大変な状況の介護者に介護手当を支給しない、又は既に介護手当を支給してきた介護者に支給しないというのは、介護手当の意味を逸脱したものと言わざるを得ない。</p> <p>特別障害者手当と介護手当は全く別手当であり、介護手当が特別障害者手当に取って代わるものでは決してない。薩摩川内市の都合だけで介護手当を支給しないのは、在宅介護者の計り知れない苦労を軽んじているとしか思えない。あくまでも、特別障害者手当と介護手当は、別手当であり、対象者も違い、それぞれ意味も条件も違い、特別障害者手当が支給されたからといって介護手当を支給しないというのは、正当な理由にはならない。</p> <p>現に、1. 鹿児島市、2. 出水市、3. 枕崎市、4. 阿久根市、5. 曾於市、6. 鹿屋市、7. 南さつま市、8. 伊佐市、9. 志布志市、10. 奄美市、11. 神戸市等は、特別障害者手当が支給されても、介護手当は支給される。これは、特別障害者手当と介護手当を別手当と考え、又、介護者の苦労を素直に認めているからにはほかならない。特別障害者手当が支給された場合、介護手当を支給しない市もあるが、全く理由に乏しいものである。</p> <p>考え次第で、介護手当が支給されたり、支給されなかったりすることにより、大変な差別と不平等、不公平が生じている。このようなことは決して許されるものではない。</p> <p>在宅介護者の苦労や経済的負担を理解していただき、支給してきたものをなくしてしまうことがないように条例の見直しと改善を下記のとおり陳情する。</p>			
記			

- 1 特別障害者手当が支給された場合でも、介護手当を支給すること。
- 2 薩摩川内市の特別障害者手当と介護手当に関する条項の見直しと改善をすること。